

住宅事業建築主の判断の基準における評価方法

1. 適用範囲

本計算方法は、住宅事業建築主基準への適合性を確認するために必要な基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量の計算において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条に規定する「国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」として、計算方法を定義するものである。

2. 引用規格

なし

3. 算定方法

本計算方法は、以下の3.1及び3.2点を除き、国土交通省告示第265号「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」に基づく算定方法を準用する。

3.1 床面積および床面積の合計

一戸建ての住宅及び共同住宅における住戸部分(以下、「住戸」という。)の面積として、当該住戸の床面積によらず、表1の値で計算する。

表1 床面積及び床面積の合計

	床面積及び床面積の合計(m ²)
主たる居室	29.81
その他の居室	51.34
非居室	38.93
合計	120.08

3.2 床暖房における敷設率

温水床暖房、電気ヒーター床暖房及びブルームエアコンディショナー付温水床暖房における敷設率は、当該住戸の敷設率によらず、0.4(40.0%)とする。